

「産業廃棄物税の今後のあり方について（中間とりまとめ）」うつくしま県民意見公募 応募意見一覧及び県の対応

No. 1

No.	募集者及び募集团体	内 容	対 応 (案)
1	福島市在住	<p>・富岡町の最終処分場に搬入される予定の放射性廃棄物については廃棄物減量化の促進という課税目的とは異質なものであるから非課税とされるべきと考えるのでその旨を条例に明記すべき。</p> <p>今回の原発事故による放射性物質はそもそも産業廃棄物ではないという解釈も成り立ちうるのでそのことを明記するとしても良い。</p> <p>ただ、富岡町の最終処分場に搬入されるはずだった本来の産業廃棄物が県外の最終処分場に搬入することによって結果的に福島県の税収が減少する可能性があるのでその減収分を原因者である東京電力に請求するかどうかについては慎重な判断が必要かと思う。</p>	<p>○原案のとおりとします</p> <p>放射性物資に汚染された廃棄物に係る対策については他法令により整理されています。</p>
2	埴町在住	<p>①p1：「(2)税制度の概要 ア 目的」</p> <p>目的が産業廃棄物の排出を抑制とあるが、ここで示される意味は最終処分場への搬入についてのみ対象としているようであり、本来の排出抑制すなわち将来ゴミとなる製品の生産過程での抑制という意味との誤解を生じる可能性がある。その意味で産業廃棄物の排出抑制とは似て非なるものと考えられるため、語句の使い方を変えた方が良いと考える。</p> <p>同時に本来の排出抑制すなわち生産過程での対策は見られないようであるがまったくの手落ちであり、もっとも環境や人の健康へ負荷を与えながら収益を得ている製造者の責任を問わずして廃棄物処理業者にツケを負わせる施策であり制度的欠陥であると見なさざるを得ない。</p>	<p>①原案のとおりとします。</p> <p>産業廃棄物税の納税義務者は産業廃棄物の排出事業者であり、生産過程で産業廃棄物を排出する製造業者に対しても一定の排出抑制等の効果があると考えます。</p>

No.	募集者及び募集团体	内 容	対 応 (案)
2	埴町在住	<p>② p 1 : 「(2)税制度の概要 キ その他」 市町村等の一廃最終処分場に処分される併せ産廃は課税対象としないとされているが、収益を上げている企業のゴミを税金で処理するしくみでありこれも欠陥制度であると言わざるを得ない。</p> <p>③ p 2 : 「2 本県の産業廃棄物税の状況 (1) 県内排出量の状況」 県内排出量の多いのは「ばいじん」「がれき」「汚泥」となっているが、どの分野から出てきたものか詳細情報が欲しい。「製造業」と一口で言っても多種多様であるので判断の仕様がなないので丁寧な説明を求めたい。 また、表1から表5まではH18年度を100とした推移を示しているが、表6から表8まではH22年度からのデータしか示されておらずデータの質も量も極めて限定的である。本制度が真に最終処分の総量縮小や不法投棄抑制等に寄与しているという実態を把握するためには、事業所毎の産廃の種類と量の正確な把握、リサイクルの状況、中間処理設備導入と使用実績、最終処分量、不法投棄された産廃のデータなどとそれらの経年変化に加えさまざまな社会情勢や制度なども勘案した詳細な分析を行いデータを示す必要があるのではないか。</p>	<p>②併せ産廃については、課税すべきとの考えがある一方、排出事業者の理解や徴税コストとの兼ね合いなどの課題があります。なお、併せ産廃が市町村等の一般廃棄物処理施設で処理される場合には、産業廃棄物の排出者がそれぞれの市町村等条例に基づく手数料等の費用を負担しております。</p> <p>③今回の検討は前回見直しを行った平成22年度からの状況をもとに行っています。このため、使用データは絞っております。なお、排出量等の詳細データは産業廃棄物課のホームページで公開していません。</p>

No.	募集者及び募集团体	内 容	対 応 (案)
2	埴町在住	<p>④ p 8 : 「リサイクルの推進 環境にやさしいモデル工事推進事業」 環境資材を使用する工費用の全部または一部を助成とあるが、全額助成はいかにも過剰ではないかと思われる。</p> <p>⑤ p 9 : 「産業廃棄物処理施設の整備促進 ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業、ダイオキシン類発生源総合調査事業」 日本はダイオキシン排出基準が欧米に比べて格段に緩く設定されており、調査方法、内容やデータも不透明なまま基準以下なので安全であるというのは通用しないのではないか。</p> <p>⑥ p 10 : 化学物質安全・安心社会づくり推進事業 化学物質の蔓延によると見られる発達障害や様々な病気の増加がみられる中、安易に安全安心とすることで「臭いものにフタ」をしてはならない。化学物質は危険なものであり慎重に扱うべきものである。</p> <p>⑦ p 10 : 「産業廃棄物に対する県民理解の促進」 現行では、産廃処理業者についての情報開示は皆無に等しく、どこにどのような産廃施設があるのか把握する事すらできない。従って産廃についての県民理解など得られようはずもない。まずは情報公開が基本である。</p>	<p>④工事請負費のうち環境資材の使用に係る分のみ対象としています。</p> <p>⑤調査は関係法令等に基づき実施しています。また、その結果は水・大気環境課のホームページで公開しています。</p> <p>⑥産業廃棄物行政を推進していく上での参考にさせていただきます。</p> <p>⑦産業廃棄物処理業者の許可に関する情報については、産業廃棄物課のホームページに検索システムを公開しています。</p>

No.	募集者及び募集团体	内 容	対 応 (案)
2	埴町在住	<p>⑧ p 10 : 「不法投棄の未然防止 不法投棄防止総合対策事業」                      上述のとおりきちんとしたデータがないまま成果を掲げるのはいかがなものかと思う。</p> <p>⑨ p 11 : 「その他産業廃棄物税の目的に適合する事業 環境創造センター整備事業」                      本センターは福島原発事故による放射性物質汚染廃棄物対策などを目的とした施設であり、産業廃棄物と直接の関係はない。従って同センターの整備は別予算で賄うべきものであると思われる。</p> <p>⑩ 「全般」                      各種調査や広報、情報公開、研修会等、一般的に産廃税で賄う必要性があるのか、通常業務でカバーすべきと思われる事業が散見される。各種事業の目的と本税との関係をもっと明確にすべきと考える。</p>	<p>⑧不法投棄に関するデータは産業廃棄物課のホームページ上の資料（福島県廃棄物処理計画）の中で公開しています。</p> <p>⑨環境創造センターでは産業廃棄物関係の調査研究も行うこととしております。このため、施設整備費の一部に産業廃棄物税を充当しています。</p> <p>⑩産業廃棄物行政を推進していく上での参考にさせていただきます。</p>

No.	募集者及び募集团体	内 容	対 応 (案)
2	埴町在住	<p>⑪「その他」</p> <p>県報によると土壌汚染対策法における有害物質基準超過地域が指定されているケースが散見されるが、これらの対策について本制度はカバーしていないようである。有害物質の排出源となっている事業所の特定とそれへの対策は環境創造センターの整備やハイテクプラザでの技術開発などよりよほど優先すべきではないか。</p> <p>同時に基準超過地域指定について、その地域住民への情報公開もまったくなされていないに等しいが、人の健康や生活に支障が出た場合などはどうするのか。</p> <p>すでに産廃中間処理施設周辺で住民の健康被害が出ている地域があるが、それこそ本税がカバーし最優先で取り組むべき問題であり、言うまでもなく行政の責任と役割であるはずだが、現行の施策は製造者責任を問わず、最終処分場の延命のために再利用の研究開発およびその利用推進のみ追及し、なおかつ再利用で新たな収益増加を図るといふ企業便益の側面ばかりで、それらによって被る住民被害への救済策は皆無である。</p> <p>県民の健康や生活、環境を守る地方自治体の責任をどう考えているのか、逆に県民として県に意見を伺いたい。</p>	<p>⑪有害物質等の排出施設に対する監視指導については産業廃棄物税を充当しています。</p> <p>また、生活環境の保全と循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、再生利用による減量化及び適正処理の促進に関する施策を推進していきます。</p>

No.	募集者及び募集团体	内 容	対 応 (案)
3	福島市所在の団体	<p>① p8:「エコ・リサイクル製品普及拡大事業」 エコ・リサイクル製品の開発を促進するとともに、普及の為に利用事業者等への支援措置を講じること</p> <p>② p10:「ふくしまエコオフィス事業」 排出等事業者の意識高揚を図るため、モデル事業所を選定し、インセンティブを考えるとともに広く周知を図る。</p>	<p>①②さらなる産業廃棄物の排出抑制や再生利用の促進のため、今後の産業廃棄物行政を推進していく上での参考にさせていただきます。</p>
4	福島市所在の団体	<p>① p8—2行目他 再利用を再生利用とする。これまで「再利用」とされているが、産業廃棄物を再利用することは無いと考えられ、「再生利用」とする。</p> <p>② p10—9行目 「産業廃棄物優良処理業者」を「優良産廃処理業者」とする。廃棄物処理法により「優良産廃処理業者認定制度」とされている。</p> <p>③ p13—下から2行目 「環境産業」を「産業廃棄物処理業などの環境産業」とする。環境産業を明確化する。</p> <p>④ p14—4行目 「処分場」を「処理施設」とする。処分場は、最終処分場と考えられ、中間処理施設の周辺環境整備も含まれることを明確にする。</p> <p>⑤ その他（全般） 最終処分業者は特別徴収納税義務者とされているが、納税対象とする期間内に未収金が生じる場合もある。現行では期間内の最終処分量が課税対象とされているため、最終処分業者の負担が大きいものがある。このため、納税期間内の処分費を課税対象とするようお願いしたい。</p>	<p>①個別の事業名称のため、原案のとおりとしますが、御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>②個別の事業名称のため、原案のとおりとしますが、御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>③御意見を踏まえて修正します。</p> <p>④御意見を踏まえて修正します。</p> <p>⑤一定の要件に該当する場合は、2カ月以内の期間で納税を猶予する制度が設けられています。</p>